

【大民謡流し参加者の皆様へ 協力金のお願い】

例年多くの方にご参加いただいております大民謡流しにつきましては、新潟まつり全体の運営体制や財政面の見直しが行われる中で、今後も安定的かつ継続的に開催していくための実施方法について検討を重ねてまいりました。

その一環として、事前に参加者の皆様を対象としたアンケート調査を実施した結果を踏まえ、今年度より高校生以上の参加者の皆様に対し、任意での「協力金」をお願いすることといたしました。

この協力金は、新潟まつりの運営に必要な費用を一部ご支援いただくことを目的としており、強制ではなく、あくまでご賛同いただける方による任意のご協力とさせていただきます。

また、大民謡流しにおきましても、今後の開催に必要な設備や機器の更新が必須であり、それには多額の設備投資が必要となることを見込まれます。この協力金は、今後の大民謡流しの継続的な開催のためにも活用させていただきますので、皆様のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

つきましては、下記の通り、協力金に関するご対応についてご案内申し上げます。

○協力金の概要

- ・対象者：高校生以上の参加者
- ・金額：お一人様 200円

○協力金のお支払い方法

- ・大民謡流し終了後、別紙「参加者数実績報告書」をご提出ください。
- ・協力金につきましては、対象人数×200円にてご算出いただき、下記口座へお振込ください。

※9月8日（月）までにお振込ください。

○振込先口座情報

金融機関名：第四北越銀行 本店営業部

口座番号：普通 2396872

口座名義：新潟まつり実行委員会 実行委員長 福田 勝之

※恐れ入りますが、振込手数料はご負担いただきますようお願いいたします。

※お振込み後、振込明細等のコピーを併せてご提出ください。

○税法上の取扱いについて ※本協力金は税法上、「一般寄附金」の取扱いです。

<法人の場合>

「一般寄附金」は、損金算入限度額を超える金額は損金不算入となります。法人の場合、次の計算式で求められる限度額の範囲内で損金算入が認められます。

「専用振込用紙」の振込金受取書（受領書）をもって領収書に代えさせていただきます。

【損金算入限度額の計算式】※根拠法（条項）：法人税法第三十七条第一項

$(A \times \text{事業年度の月数} / 12 \times 2.5 / 1000 + B \times 2.5 / 100) \times 1 / 4 = \text{損金算入限度額}$

A：資本金等の金額＝期末資本金額＋資本準備金額

B：所得金額＝法人税申告書別表四 仮計の金額＋支出寄附金の額〈注〉

〈注〉所得金額は、支出した寄附金の額を損金に算入しないものとして計算する。

<個人の場合>

所得控除されません（認められません）。

※根拠法（条項）：所得税法施工規則第四十七条の二 3 の控除対象に含まれない。

○参加者数実績報告書について

報告書は、別添「大民謡流し 参加者数実績報告書」をご利用ください。ご提出いただく報告書には、団体名・総参加人数・高校生以上の参加人数・協力金額等をご記入ください。

【提出先】

新潟市中央区役所地域課

〒951-8553 新潟市中央区西堀通 6 番町 866 番地 NEXT21 5 階

FAX : 025-223-3660

E-mail: chiiki.c@city.niigata.lg.jp

○飛び入り参加者への対応

当日飛び入りでの参加があった場合につきましても、可能な範囲で協力金の主旨をご案内し、当日、会場にて任意でのご協力をお願いする予定です。

○今後について

今年度の協力金の受入状況や、参加者・関係団体の皆様からのご意見等を踏まえ、次年度以降も運営方法や制度設計について引き続き検討してまいります。

今後とも大民謡流しの円滑な運営と地域活性化に向けて、皆様のご理解とご協力を賜りますよう、よろしくごお願い申し上げます。